営業等開始・休止・廃止申告書の記載要領等

この申告書は、製造たばこの製造、揮発油の製造、石油ガスの充てん業又は原油若しくはガス状炭化水素の採取の開始を申告しようとする場合、及び開始の申告をした製造業等を休止又は廃止する場合に提出するものです。

【記載要領】

様式の注意書きによるほか、次のことに注意します。

1　製造場又は採取場を移転する場合には、移転前の製造場等の廃止と移転後の製造場等の開始となり、双方の申告を必要とします。ただし、同じ税務署の管内において移転する場合には、営業等開始申告事項異動申告書により申告することができます。

2　申告書に記載した住所、氏名又は名称、製造物件名等に変更があった場合には、営業等開始申告事項異動申告書を提出します。

3　休止の期間が１か月を超えない場合には、休止申告書の提出を省略することができます。

4　「〃」や「同上」は記載しないでください。

5　申請・届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しないなど、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。